

県税賦課徴収事務の特定個人情報保護評価書（案）に係る 県民政策コメントの実施結果について

県税賦課徴収事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で定める特定個人情報ファイル（個人番号を含むファイル）を保有していることから、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられています。

また、特定個人情報保護評価に関する規則第 15 条及び特定個人情報保護評価指針により、特定個人情報保護評価書の直近の公表日から 5 年を経過する前に評価を再実施するよう努めることとされており、特定個人情報保護評価書を公示し、広く住民の意見を求めるものとされています。

県税賦課徴収事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）については、地方税共同機構が運用する全国共通の地方税システム「地方税ポータルシステム（eLTAX）」において、令和 9 年度以降に特定個人情報を取り扱う新規システムが複数導入される予定であり、本県の税務総合システムにおいてもそれに対応するための改修が必要となることから、記載内容の確認・更新を行い（案）を作成のうえ、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「県税賦課徴収事務の特定個人情報保護評価書（案）」について意見・情報の募集を行いました。

1 実施期間（意見募集期間）

令和 8 年 7 月 1 日（水）から令和 8 年 7 月 31 日（金）まで

2 意見等の提出数等

本件に対する意見等の提出はありませんでした。

3 公表する資料

特定個人情報保護評価書の変更の概要

県税賦課徴収事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の全文

県税賦課徴収事務の特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）（案）の全文

4 公表の方法

(1) 県のホームページ等に掲載します。

(2) 総務部税政課（滋賀県庁本館 3 階）、県民活動生活課県民情報室（滋賀県庁新館 2 階）、各合同庁舎行政情報コーナー、県立図書館および県立大学に備え付けます。